昭和44年6月25日発行　第571号　旬刊とかち新聞　（昭和32年5月27日第三種郵便物認可）

とかち新聞

主筆 松山明

（発行所）北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話1351番
本紙購読料　1部25円　1ヵ月75円　1ヵ年前納750円

裁判長があつせんに入る

公用廃止地と国道拡巾問題　六年がかりの行政訴訟は大詰へ

高橋町政から小林町政にかけて十年がかりの難問題であつた公用廃止地問題はこの四月にどうにか解決しましたが、これと国道拡幅問題に関連する松山明原告の小林、高橋現前町長を被告とする行政訴訟はこれまた六年目を迎えて続行中のところ、十七日の公判において岡田裁判長が職権あつせんに乗り出したために事態は大詰めを迎えようとしていますが―。

判決にかわる結審案を提示

釧路地方裁判所昭和四十二年行ノ第十号徴収かい怠違法確認請求事件の口頭弁論は十七日午前十時十五分から同所第二号法廷において岡田裁判長、広田弟男判事、加藤紀久男判事補、原告松山明、被告小林足寄町長代理人谷忠男関発二年行ノ第十号徴収かい怠課長らが立会の上ひらかれました。

この事件の請求の趣旨は一、被告が、足寄町所有の公用廃止地三二九九六一平方尺（九九八一二・九〇坪）の土地使用料を、香川荒一、武藤秋雄、三宅隆義、石川スエ、山岸石松、矢野寛一、佐々木正勝、横山マツ、星徳四郎、小川宗男、山岸喜一、広井よしの、大塚利夫、宮川教義、鎮和衛、長江道知事の許可を受けて使用していたものであるが即、我妻茂治、多田梅松、大井繁夫、大平吉太和、大井繁夫、佐藤芳作、巳翼庄太郎、藤村与作、麻生トミ、阿部徳太郎、平野清、横山忠逸、多田坂栄、沢山キヤ、佐藤光男（計三十一名）から、昭和三十五年十一月十七日以降徴収しないことの違法を確認する

二、訴訟費用は被告の負担とする

これに対して原告は、昭和二十七年十一月十七日、足寄町が北海道知事より三万同第一、六一八号をもつて都市計画法第九条の規定による公用廃止地として下付を受けたものである原因第四の「同日以降の土地使用料を徴収していないは、足寄町に下付される」を「同日以降の土地使用料の大半はこれを未だに徴収していない」と訂正したい

裁判長　だれからどれだけ徴収したのかわかるか

原告　資料はもつてきてないがわかる

被告　実は昨年十二月に監査委員から勧告があつて北海道から下付された場合も引続き従前と同一の条件で使用収益させる、使用料も北海道から借受けていたと同一の使用料を徴収できる

原告　このように町側が全面的に原告の主張を認め、一、原告は、昭和二十七年十一月十七日から、本件各土地を石香川荒一ら三十一名の者に使用収益させる義務が生じたものであり、同日以降も同人らは現実に本件各土地を使用収益しているが、被告は、同日以降の土地使用料を徴収していない

五、本件各土地については前記三十一名の者から土地使用料を徴収しないことに、ご是密町条例また町議会の議決がなければ、被告の右負収かいは、無法な対価なくして怠は公有財産を貸し付けては公有財産を貸し付けてはならない旨の地方自治法第二百三十七条第二項に違反するので違法であり、つて原告は、足寄町に対して、被告が本件土地の使用料の徴収を怠るものであるという

六、よつて原告は、足寄町に代り、事実の違法確認を求める。

三、この判決を求めて議会の承認を求める。

四、原告での訴訟費用は町の負担とすること

五、これまでの訴訟費用は町の負担とすること

この訴訟について裁判官室において約二時間にわたつて原告と被告を交互に呼んで話し合つた結果、裁判所側の意向として

一、原告の訴えは正義感にもとずく住民訴訟であり町の行政の是正をはかり関係住民の権利を守ろうとしているのだから、町はそれぞれの項目について実行を確約すること

二、この訴訟費用は町の負担とすること

三、この訴訟費用は町の負担とすること

四、原告の行為は町の利益になつているのだからこの訴訟費用は町の負担とすること

五、これまでの訴訟費用は町の負担とすること

裁判長　それはわかるが、裁判官室において、原告の訴えは正義感にもとずく住民訴訟であり町の行政の是正をはかり関係住民の権利を守ろうとしているのだから、町はそれぞれの項目について実行を確約することに